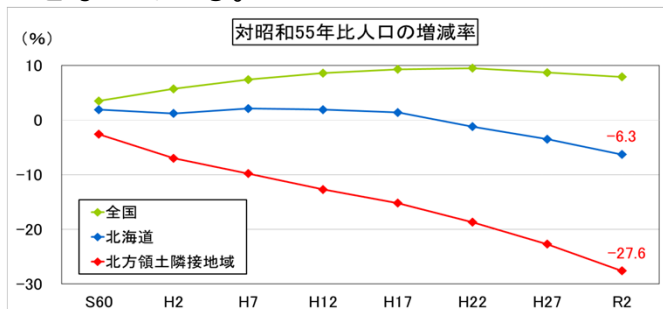


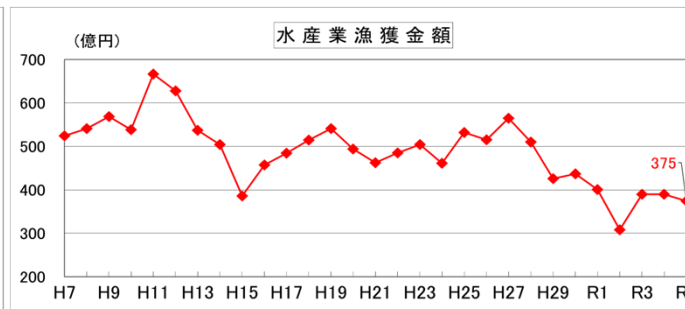
- 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する総合的な施策を計画的に推進するとともに、北方領土の早期返還の実現に向けた環境整備を推進する。

【現状・背景】

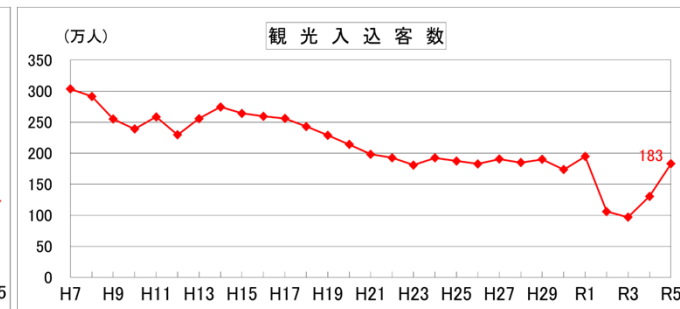
○北方領土隣接地域は、北方領土問題が未解決であるため、戦後はその望ましい地域社会としての発展が阻害される特殊な条件下にあり、水産業の低迷、観光入込客数の減少などによる地域産業の停滞が、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図る上で大きな懸念となっている。



出典：総務省「国勢調査」から北海道局作成



出典：北海道「北海道水産現勢」から北海道局作成

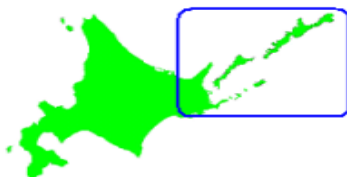


出典：北海道「北海道観光入込客数調査」から北海道局作成

【取組】

○「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」（昭和57年法律第85号）に基づき北海道が作成した「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」の趣旨を踏まえ、北方領土隣接地域における魅力ある地域社会を形成するため、社会資本整備を推進するとともに、北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金により基幹産業の付加価値向上や観光振興等の取組を支援。

■北方領土隣接地域及び北方領土



北方領土隣接地域：
根室市、別海町、中標津町、
標津町、羅臼町（1市4町）

①公共事業等

- ・国直轄事業、国庫補助事業（北海道庁事業）
- ・国庫補助事業（市町事業）・・・特別の助成（北特法第7条）

北海道特定特別総合開発事業推進費の特定テーマの一つとして「北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成」を設定。

②北方領土隣接地域振興等基金（内閣府）

③北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（国土交通省）

＜取組事例＞

○活力ある地域経済の展開

・漁場の整備や栽培漁業の推進【写真1】



【写真1】 漁場に生息する有害生物（ヒトデ）の駆除事業（羅臼町）

○地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大

・周遊滞在型観光の推進【写真2】



【写真2】 中標津緑ヶ丘森林公園キャンプ場の再整備（中標津町）